

上田市における感染症対策を強化します

令和3年9月17日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

上田市については、9月16日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところですが、飲食の機会を起因とする陽性者が継続して確認されており、今後のさらなる感染の拡大が懸念される状況です。感染の連鎖を未然に防ぎ、上田圏域におけるこれ以上の感染拡大を封じ込めるため、上田市において追加の対策を講じることとします。

2 上田市における県の対策強化について

上田市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、特別警報Ⅱ発出時の対策に加え、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。上田市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

(特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)に基づき実施するものです。)

(1) お住まいの方、訪問される方への協力要請

上田市の一部地域(別紙参照)においては、

- ① 20時以降は、酒類を提供する飲食店等の利用を控えるようお願いします
- ② 飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします

(2) 事業者の皆様への協力要請

- ① 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止(休業・営業時間短縮)について協力を要請します(特措法第24条第9項)

【要請期間】9月20日から9月29日まで(感染状況により延長する場合があります。)

【対象地域】上田市の一部地域(別紙参照)

【要請内容】

種 類	区 分	要請の内容
接待を伴う飲食店、飲食店(酒類の提供を行うものに限る) (特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設)	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 (5時~20時)
飲食店等(酒類の提供を行うものに限る) (特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設)	ガイドライン 非遵守	休 業

- ② 上田市の一部地域(別紙参照)では、飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)における、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いします

(3) 県が実施する対策

県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に協力金を支給します

(詳細については各飲食店等に別途送付するチラシをご覧ください。)

- 売上げ規模に応じて支給(2.5~7.5万円/日) ※中小企業の場合

【要請対象地域】 ※下図の太線内

上田市

天神1～4丁目、常田1～2丁目、二の丸、大手1～2丁目、中央1～2丁目、中央西1～6丁目、中央西1丁目

